

令和7年8月6日から的大雨及び台風対応産地緊急支援事業（産地緊急支援対策） に係る公募要領

第1 総則

令和7年8月6日から的大雨並びに台風第12号及び第15号の影響により、各地域で作物、農地、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、被災した産地の継続・再生を図るため、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知）

（以下「実施要領」という。）第1のただし書に基づく緊急対策として、令和7年8月6日から的大雨及び台風対応産地緊急支援事業（産地緊急支援対策）（以下「本事業」という。）を実施する事業実施主体選定のための公募要領をここに定める。

第2 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

別記（産地緊急支援対策）第1の1の事業を実施しようとする事業実施主体は、別掲2の応募申請書に別記（産地緊急支援対策）の別記様式第1号及び別添様式を添付した事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）に応募するものとする。

2 添付書類

添付書類は、別掲1のチェックシートのほか、次のとおりとする。

- （1）事業内容ごとに助成対象者、ほ場所在地、被災面積、品目等が証明された資料（別記様式第1号別添2から別添3のうち必要な書類）
- （2）定款又は規約（農業者が組織する団体の場合）、収支予算（又は収支決算）等

なお、定款又は規約が公表されている場合は、別掲1のチェックシートの（3）に公表先のアドレスを記載することで提出に代えることができる。

- （3）各取組の積算が確認できる資料（資材納品書（写）、輸送費、作業労賃の根拠が分かる資料等）
- （4）交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- （5）その他、地方農政局長等が必要と認める書類

第3 申請書類の提出期限等

1 提出期限

申請書類の提出期限については、公示のとおりとする。

2 問い合わせ先・提出先

問い合わせ先・提出先は、別掲3のとおりとする。

ただし、問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の10時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）とする。

なお、電子メール及びファクシミリによる問合せは、不可とする。

3 提出に当たっての注意事項

- (1) 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。
- (2) 申請書類の提出は、郵送等又は電子メールによるものとする。
- (3) 申請書類を郵送等により提出する場合は、「令和7年8月6日からの大雨及び台風対応産地緊急支援事業（産地緊急支援対策）（第1回）」と封筒等の表に朱書きし、配達されたことが証明できる方法によるものとする。
- (4) 申請書類を電子メールによる提出を希望する場合は、別掲2の問合せ先に送付先アドレスを確認の上、件名を「令和7年8月6日からの大雨及び台風対応産地緊急支援事業（産地緊急支援対策）（第1回）の応募申請書類（応募団体名）」とし、本文に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載するものとする。
ただし、添付するファイルは圧縮せず、1メール当たり7MB以下とする。
なお、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募団体名に続けて、その○（○は連番）とする。
- (5) 提出期限までに到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。
- (6) 申請書類の差し替えは、原則として認めない。
- (7) 書類に不備等がある場合は、審査対象としない。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査及び事業実施計画の承認以外には無断で使用しない。
- (9) 審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行う場合がある。

第4 事業実施主体の選定

1 応募申請書類の審査

地方農政局等は、応募者から提出された応募申請書類について、事業実施計画、申請経費及び事業実施主体の妥当性等を審査し、審査結果を農産局長に報告するものとする。

2 補助金交付候補者の通知等

農産局長は、審査結果に基づき補助金交付候補者を決定し、その旨を地方農政局長等に通知するとともに、地方農政局長等は応募申請者に対して通知するものとする。

第5 事業実施主体に係る責務等

事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならない。

1 事業の推進

事業実施主体は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）及び持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知）のほか、令和7年8月6日からの大雨及び台風対応産地緊急支援事業実施要領（令和7年9月2日付け7農産第2597号農林水産省農産局長通知）を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施状況・評価の報告等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

2 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次に留意するものとする。

- （１）事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- （２）事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が得られるよう経費の効率的使用に努めること。

3 取得財産の管理

- （１）取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- （２）取得財産のうち１件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す必要があるときは、事前に地方農政局長等の承認を受けなければならない。

なお、地方農政局長等が承認した当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付することがある。